

## 人事院公示第14号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、平成10年人事院公示第16号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和7年4月25日

人事院総裁 川 本 裕 子

1 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一・二 (略)	一・二 (略)
三 <u>規則第14条第1項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。</u>	(新設)
四 <u>規則第14条第1項第1号の規定に基づき、人事院が定めることとされている制度又は措置及び事項について定めること。</u>	(新設)
五 <u>規則第14条第2項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項及び期間について</u>	(新設)

<p>て定めること。</p> <p>六 規則第14条第2項第1号の規定に基づき、人事院が定めることとされている制度又は措置及び事項について定めること。</p> <p>七 規則第15条第1項の規定に基づき、人事院が定めることとされている方法、制度又は措置、事項及び措置について定めること。</p> <p>八 規則第15条第2項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。</p> <p>九 規則第16条第1項第3号の規定に基づき、人事院が定めることとされている措置について定めること。</p> <p>十 規則第17条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>三 規則第14条第1項の規定に基づき、人事院が定めることとされている方法、制度又は措置、事項及び措置について定めること。</p> <p>四 規則第14条第2項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。</p> <p>五 規則第15条第1項第3号の規定に基づき、人事院が定めることとされている措置について定めること。</p> <p>六 規則第16条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。</p> <p>3 (略)</p>
--	--

2 この決定による改正は、令和7年10月1日から効力を発生する。